

児童福祉法の一部を改正する法律案

児童福祉法の一部を改正する法律案の趣旨

【背景と現状】

- 子育て家庭の孤立、負担感の増大。
 - 地域（コミュニティー）における子育て力の低下。
-
- 子育て家庭の現状
 - (1) 子育ての負担が大と感じる人の割合
(共働き家庭) 男性 9.8% 女性 29.1% (片働き家庭) 男性 10.7% 女性 45.3%
 - (2) 子育てに自信がなくなることがよくある又は時々あると感じる人の割合
(共働き主婦) 46.7% (専業主婦) 70.0%
 - 子育て支援事業の現状（実績）：必ずしも十分ではない
〔例〕子育て支援事業の実施市町村数（平成13年度実績）
一時保育 886 ショートステイ・トワイライトステイ 267

○ 現行の児童福祉法

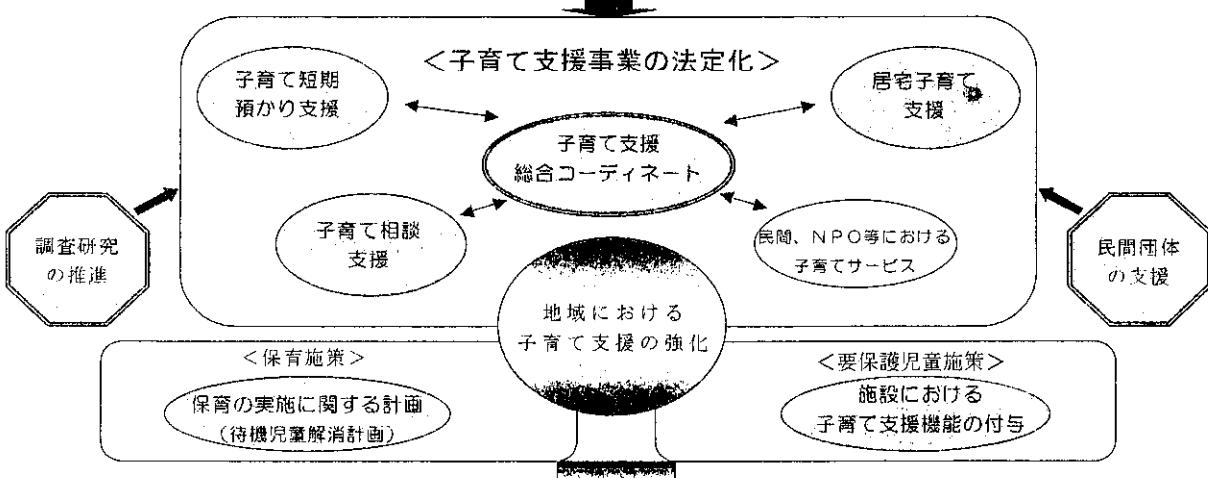
被虐待児の入所措置など要保護児童対策及び保育に欠ける児童対策を中心

全ての子育て家庭への支援が必要

【児童福祉法の改正】

- 地域における子育て支援事業を児童福祉法に位置付ける
- これにより全ての家庭に対する子育て支援を市町村の責務として明確に位置付け、全ての家庭に対する子育て支援を積極的に行う仕組みを整備する。

地方公共団体行動計画（推進法）



すべての児童の健全な育成を図るための児童福祉法へ

児童福祉法の一部を改正する法律案の概要

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、すべての子育て家庭における児童の養育を支援するため、市町村における子育て支援事業の実施、市町村保育計画の作成等に関する規定を整備する等の措置を講ずることにより、地域における子育て支援の強化を図る。

1. 市町村における子育て支援事業の実施等

(1) 市町村における子育て支援事業の実施

市町村は、児童の健全な育成に資するため、次に掲げる事業（以下「子育て支援事業」という。）が実施されるよう必要な措置の実施に努めることとする。

- ① 保護者からの相談に応じ、情報の提供及び助言を行う事業
- ② 保育所等において児童の養育を支援する事業
- ③ 居宅において児童の養育を支援する事業

※ ①の事業の例：地域子育て支援センター事業、つどいの広場事業

※ ②の事業の例：放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳幼児健康支援事業、一時保育事業、特定保育事業、幼稚園預かり保育事業

※ ③の事業の例：出産後等の保育士等派遣事業

(2) 市町村における子育て支援事業のあっせん等の実施

市町村は、子育て支援事業に関し情報の提供を行い、保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、助言を行うとともに、子育て支援事業の利用のあっせん、調整、子育て支援事業者に対する要請を行うこととする。

2. 保育に関する計画の作成

保育の実施への需要が増大している都道府県及び市町村は、保育の実施等の供給体制の確保に関する計画を定めることとする。

3. その他

- (1) 児童養護施設等は、地域の住民に対して、児童の養育に関する相談に応じ、助言を行うよう努めることとする。
- (2) 都道府県に必置することとされている都道府県児童福祉審議会について、行政処分等に係る事項以外の政策審議は、任意に行うことができることとする。

4. 施行期日

平成17年4月1日から施行。ただし、3. (2)については、平成16年4月1日から施行する。

- 一 児童福祉法の一部を改正する法律案提案理由説明
- 二 児童福祉法の一部を改正する法律案要綱
- 三 児童福祉法の一部を改正する法律案（案文及び理由）
- 四 児童福祉法の一部を改正する法律案新旧対照条文
- 五 児童福祉法の一部を改正する法律案参照条文

一　児童福祉法の一部を改正する法律案提案理由説明

児童福祉法の一部を改正する法律案提案理由説明

ただいま議題となりました児童福祉法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国において、少子化が急速に進行し、家庭及び地域を取り巻く環境が変化する中で、すべての子育て家庭における児童の養育を支援し、子育てをしやすい環境の整備を図ることが喫緊の課題となつております。

このため、児童福祉法において、市町村における子育て支援事業の実施、市町村保育計画の作成等に関する規定を整備することにより、地域における子育て支援の強化を図ることとし、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、市町村における子育て支援事業の実施であります。

市町村は、児童の健全な育成に資するため、放課後児童健全育成事業及び子育て短期支援事業のほか、居宅において保護者の児童の養育を支援する事業、保育所等において保護者の児童の養育を支援する事業及び児童の養育に関する各般の問題につき保護者からの相談に応じ、情報の提供を行う事業が着実に実施される

よう、必要な措置の実施に努めなければならないこととしております。

また、市町村は、子育て支援事業に関し情報の提供を行い、保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、助言等を行うこととしております。

第二に、市町村保育計画及び都道府県保育計画の作成であります。

保育の実施への需要が増大している市町村及び都道府県は、保育の実施の事業等の供給体制の確保に関する計画を定めるものとしております。

このほか、都道府県児童福祉審議会について、行政処分等に係る事項以外の調査審議については任意とすること、また、児童養護施設等の長は、地域の住民に対して、児童の養育に関する相談に応じ、助言を行うよう努めなければならないこととしております。

最後に、この法律の施行期日は、一部を除き、平成十七年四月一日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二 児童福祉法の一部を改正する法律案要綱

児童福祉法の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、すべての子育て家庭における児童の養育を支援するため、市町村における子育て支援事業の実施、市町村保育計画の作成等に関する規定を整備する等の措置を講ずることにより、地域における子育て支援の強化を図ること。

第二 改正の要点

一 市町村における子育て支援事業の実施等

1 市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業及び子育て短期支援事業並びに次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの（以下「子育て支援事業」という。）が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めるものとすること。（第二十一条の二十

七 関係

- (1) 児童及びその保護者等の居宅において保護者の児童の養育を支援する事業
- (2) 保育所等において保護者の児童の養育を支援する事業

(3) 地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

- 2 市町村は、子育て支援事業に関し必要な情報の提供を行い、保護者から求めがあつたときは、当該保護者の希望等を勘案し、当該保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うとともに、必要に応じて、子育て支援事業の利用についてあつせん又は調整を行い、子育て支援事業を行う者に対し、当該保護者の利用の要請を行うものとすること。 （第二十一条の二十九第一項及び第二項関係）
 - 3 市町村は、2の情報の提供、相談及び助言並びにあつせん、調整及び要請の事務を当該市町村以外の者に委託することができるものとすること。 （第二十一条の二十九第三項関係）
 - 4 3の調整等の事務に従事する者等は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとすること。 （第二十一条の三十関係）
- ## 二 市町村保育計画の作成等
- 1 保育の実施への需要が増大している市町村（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以

下「特定市町村」という。)は、保育の実施の事業及び主務省令で定める子育て支援事業その他児童の保育に関する事業であつて特定市町村が必要と認めるものの供給体制の確保に関する計画を定めるものとすること。(第五十六条の八第一項関係)

2 保育の実施への需要が増大している都道府県(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下「特定都道府県」という。)は、市町村保育計画の達成その他の市町村における保育の実施の事業及び主務省令で定める子育て支援事業その他児童の保育に関する事業であつて特定都道府県が必要と認めるものの供給体制の確保に資するため、当該供給体制の確保に関する計画を定めるものとすること。(第五十六条の九第一項関係)

三 その他

1 都道府県児童福祉審議会の必置規制について、行政処分等に係る事項以外の児童等の福祉に関する事項については任意に調査審議することができるよう緩和すること。(第八条第一項及び第二項関係)

2 乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設の長は

、地域の住民に対して、児童の養育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めるものとすること。

。 (第四十八条の二関係)

3 一の1及び2における主務省令等を定めること。 (第五十九条の七関係)

4 罰則について必要な規定の整備を行うこと。 (第六十条から第六十二条まで関係)

5 その他所要の規定の整備を行うこと。

四 施行期日等

1 この法律は、平成十七年四月一日から施行すること。ただし、三の1に関する事項は、平成十六年四月一日から施行すること。 (附則第一条関係)

2 その他関係法律について所要の規定の整備を行うこと。